

安全な自転車利用の実現

～研修生による条例案の発表～

とき

平成 30 年 12 月 13 日(木)

14:00～16:20 (開場 13:30)

ところ

東京自治会館 別館 1 階
階段研修室



「立法法務」は、自治体をめぐる様々な政策課題の中から与えられたテーマについて、全8回、4か月をかけて検討し、**条例案を作成するゼミナール型の研修**です。テーマを具体的な政策に落とし込む政策立案と、それを実現するための条例作成という2つの大きな要素を併せ持っています。

多摩地域の各団体から集まった研修生が、テーマの背景・現状を分析し、地域の実情を踏まえ、議論を重ねて条例案を作成しました。

研修生が力を合わせ、長期間にわたり考え抜いた条例案を発表します。

市町村職員のどなたでもお申込みいただけますので、ぜひご参加ください。

◎ **お申込みは、所属団体の研修担当まで**



交通事故全体の約 2 割を占める自転車関連の交通事故。そのうちルール違反があった割合は 64.4%、自転車乗用中の死亡事故におけるルール違反があった割合は 78.2%とさらに高くなっています。歩行者・自転車・自動車など道路を利用するすべての人が交通ルールを守り、安全に道路を通行し、交通事故を未然に防ぐにはどのような条例があればよいのか考えました。



プログラム

14:00~14:10	(0:10)	オリエンテーション 担当講師より ~発表にあたって~
14:10~14:50	(0:40)	グループ発表 1グループ 『くにはち市住む人も訪れる人も安全・快適に自転車を楽しむための おもいやり条例』
14:50~15:30	(0:40)	グループ発表 2グループ 『〇〇市自転車の安全利用促進に関する条例』
15:30~15:50	(0:20)	休憩
15:50~16:10	(0:20)	質疑応答・意見交換
16:10~16:20	(0:10)	担当講師より ~発表を終えて~

※進行状況により時間に変更が生じる場合がございますので、予めご了承ください。

※発表のタイトルは平成 30 年 10 月時点の内容です。当日変更になる可能性があります。

